

# 自宅療養者・宿泊療養者への健康観察強化について

フリップ①

- ◆ 1月5日以降、新規陽性者が急増し、それに伴い自宅療養者数、宿泊療養者数も増加。
- ◆ 宿泊療養者が医療機関に搬送される事案も増加。全国的にも、自宅療養者の症状が急変する事案が発生。
- ◆ こうした状況を踏まえ、自宅療養者や宿泊療養者への健康観察や支援の強化を検討。

## <大阪府の自宅療養者数の推移>



## <大阪府の宿泊療養者数の推移>



# 新たな取組①：パルスオキシメーターによる自宅療養者の健康観察

- ◆ 全国的に、自宅療養者の療養中に症状が急変する事案が相次いでいることから、大阪府では、自宅療養者に対し、パルスオキシメーターを配布し、健康観察の強化を実施。
- ◆ 客観的な数値を基に健康状態を把握することで、自宅療養中の容体悪化に備える。

フリップ②

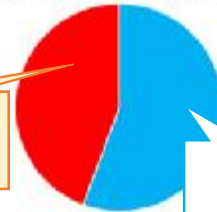
## パルスオキシメーターの配布対象

○原則40歳以上の自宅療養者で、保健所長がパルスオキシメーターによる健康観察の実施が望ましいと判断した者

※40歳未満でも、基礎疾患等を有するなどにより、保健所の判断で配布する場合あり

<自宅療養者の年代割合>

約4割が  
40歳以上



30代  
以下

(1月末時点)

## パルスオキシメーターの確保状況

○2月末までに約13,000台を確保

(2月第2週までに、3500台確保予定)

※一部は宿泊療養者向けに使用

○保健所設置市には、事業実施費用を府が全額補助

## パルスオキシメーターによる健康観察の流れ



バイク便等



配送



配送連絡

健康観察



毎日計測



回復



返却



再利用

- ・取扱い説明を同封
- ・返送用レターパック等を同梱

- ・到着時に電話連絡
- ・自宅前に置き配等
  - 患者と非接触で確実に配送
  - 配送に係る保健所の負担軽減

- ・毎日計測し、スマホ等で入力されたデータを保健所が観察
- ・一定の数値以下になれば、保健所へ緊急連絡
- 状態により入院調整

- ・健康観察終了後、レターパック等で保健所に返送
- 回収に係る保健所負担軽減

- ・回収後、消毒の上再利用

## 新たな取組②：宿泊療養者の健康観察体制の強化

フリップ③

- ◆ 現在、各宿泊療養施設に10数台ずつパルスオキシメーターを配備し、入所時及び医師等の判断により健康観察を実施。
- ◆ 今後、宿泊療養者、全員にパルスオキシメーターを貸出。
- ◆ 併せて、宿泊療養施設に2台ずつ（9ホテル計18台）のウェアラブルデバイスを試験的に配備し、必要に応じ宿泊療養者へ装着し、健康状態を常駐看護師が見守り。

### パルスオキシメーターを宿泊療養者全員に貸出

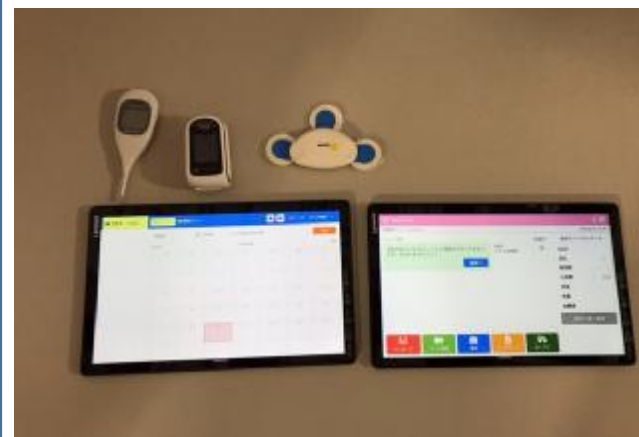


宿泊療養施設  
(9施設)



宿泊療養者全員に貸出  
(2月下旬予定)

### ウェアラブルデバイスを宿泊療養施設に配備



容体の急変に備え、常駐看護師が見守り  
(2月上旬予定)

#### 主な機能

- ・心拍を24時間監視
- ・体温、酸素飽和度を自動送信
- ・アラームで異常をお知らせ

自宅療養者及び宿泊療養者の健康観察体制を強化！

# 追加の取組：自宅療養者への支援の取組について

フリップ④

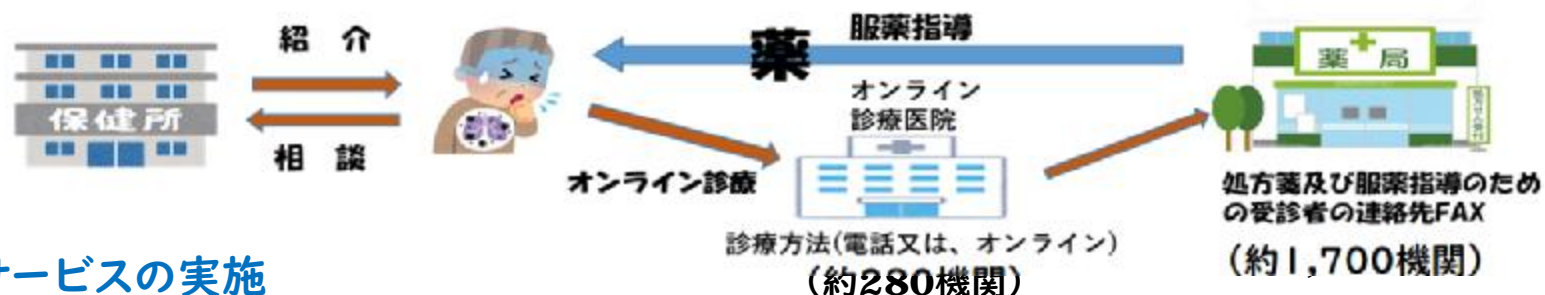
- ◆ 自宅療養者に対して、オンラインでの診療・薬の処方や配食サービスを実施。

※電話・情報通信機器による診療

## 自宅療養者への支援の取組

### □ オンライン診療、薬の処方の支援

- ▶ かかりつけ医がいる場合は、原則かかりつけ医に相談
- ▶ 令和2年12月末より、かかりつけ医や薬局が無い場合、府医師会及び府薬剤師会から提供を受けたリストに基づき、保健所が医療機関、薬局を自宅療養者に紹介。
- ▶ 今後、自宅療養者への取組の周知に向け、しおりを作成し、保健所を通じて配布。



### □ 配食サービスの実施

- ▶ 自宅療養者のうち、希望者に対し、無料で配食サービスを実施
- ▶ 大阪府管轄保健所管内では令和2年11月より順次サービスを開始。  
【実績】746人 3,957食利用(府管轄保健所管内1月末時点)
- ▶ 各政令中核市においても、令和2年5月から順次開始し、令和3年1月中旬に、府全域に展開済み  
【政令中核市開始月】堺市・寝屋川市(令和2年5月)、豊中市(10月)、枚方市・東大阪市・吹田市(12月)  
八尾市・高槻市・大阪市(令和3年1月)

# 大阪府営業時間短縮協力金 1月14日から2月7日の対応①

フリップ⑤

- ◆ 厳しい経済情勢の中、緊急事態宣言が延長され、要請内容も厳しさを増したことから緊急事態宣言期間の特例措置として、**営業時間短縮協力金の対象事業者を追加する。**

## 現状

令和3年1月14日以前に開業又は設立し、支給決定日までの間、倒産・廃業している事業者でないこと。  
また、申請店舗において令和3年1月14日以前に営業を開始し、令和3年2月7日までの間、営業実態があること。



## 追加対象

下記の要件のいずれも満たす事業者は、対象とする

- 令和3年1月14日時点における営業実態があること
- 令和3年2月6日以前に、店舗を閉店した事業者または廃業した事業者

※詳細については、後日発表いたします。



# 大阪府営業時間短縮協力金 1月14日から2月7日の対応②

フリップ⑥

## 支給額

**1店舗あたり 150万円** (6万円×25日 対象期間1月14日から2月7日まで)  
**1店舗あたり 126万円** (6万円×21日 対象期間1月18日から2月7日まで)

※要請期間中に、閉店または廃業した場合は、営業を継続した日数

## 申請手続

### 【申請期間】

**2月8日(月)から3月22日(月)まで**

※郵送申請の場合は、当日消印有効



### 【申請方法】

「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」より、**オンライン申請**

※郵送での申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

## 問合せ

大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター

**電話番号 06-6210-9525**

9時～19時(平日、土曜日) ※日曜日、祝日を除く

詳しくは、府HPをご覧ください

大阪府 営業時間短縮協力金



# 大阪府営業時間短縮協力金 2月8日から3月7日の対応

フリップ⑦

◆営業時間短縮の要請期間延長に伴い、**協力金の支給対象期間も延長**。詳細については、後日発表。

対象期間

**2月8日(月)から要請期間の終期まで**

支給額

**1店舗あたり 日額6万円 × 要請期間の日数**

※要請期間中に閉店または廃業した場合は、営業を継続した日数

申請手続

